租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充			
	租税特別措置等の名称			
		(地18)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)		
		【新設·延長・拡充】		
2	要望の内容	(1)国税		
		○国際物流拠点産業集積地域の効果的な活用のための特例措置の拡充		
		・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を		
		要望。		
		〇投資税額控除率等		
		・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。		
		○対象事業の追加等		
		・対象事業に「航空機整備業」を追加等。		
		○投資税額控除·特別償却の下限取得価額の引き下げ。		
		・機械及び装置等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。		
		成版及い表直寺の「成私侍画協と100 カー」、これに		
		(2)地方税		
		〇国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽		
		減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法		
		人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。		
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室		
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月		
5	租税特別措置等の創設	〇平成 10 年度		
	年度及び改正経緯	•自由貿易地域•特別自由貿易地域 創設		
		○亚戌 14 年度		
		〇平成 14 年度		
		·自由貿易地域·特別自由貿易地域 延長		
		○平成 19 年度		
		•自由貿易地域•特別自由貿易地域 延長		
		〇平成 24 年度		
		•国際物流拠点産業集積地域 創設		
		•自由貿易地域•特別自由貿易地域 廃止		
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで		

等

必要性 1 0 政策目的 及びその 根拠

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かす ことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテ ンシャルを有している。

このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠 点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄 における民間主導の自立型経済の構築を目指す。

《政策目的の根拠》

〇沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本 方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を 推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつそ の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとと もに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点とし て機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸し がされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置 又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成さ れ、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業で あって政令で定めるものをいう。

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、(略)、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖 縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流 拠点産業集積地域として指定することができる。

2~5 略

- (国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)
- 第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事 業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業 をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けること ができる。
- 2~4項 略
- 〇沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)
- 2 沖縄振興の方向

(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性 を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(3)国際物流拠点産業

那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。

こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け

【政策】11 沖縄政策の推進

【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進

③ 達成目標 及び測定 指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成 33 年度までに 260 社とする。
- 国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5400人とする。

※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期

については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。

※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計

画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

- 国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)の増加
- 国際物流拠点産業の雇用者数の増加

※国際物流拠点産業の新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、国際物流拠点産業集積地域は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、国際物流拠点産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を決断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

沖縄への国際物流拠点産業の集積等は、沖縄における産業及び貿易の振興、沖縄における民間主導の自立型経済の構築等に寄与するものである。

8 有効性

① 適用数等

(過去3年間の実績)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	適用件数	2 件	0 件	1 件
所得控除	控除額	3184 千円	0円	16111 千円
机次红地动物	適用件数	3 件	3 件	1 件
投資税額控除	控除額	5532 千円	7109 千円	11505 千円
4+ Di Mh+n	適用件数	0 件	0 件	0 件
特別償却	償却額	0 円	0円	0 円

(沖縄県による企業アンケート調査より)

- ※平成 23 年度までは本制度の前身である「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の 実績値。
- ※今後、平年度で所得控除 53 百万円、投資税額控除 17 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。

直近 3 年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。

なお、本制度は、指定地域に立地する国際物流拠点産業に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。

②減収額

(過去3年間の実績)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減収額	6487 千円	7109 千円	15613 千円

(沖縄県による企業アンケート調査より)

- ※今後は、平年度 30 百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。
- ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)

沖縄では、那覇空港における国際貨物取扱量が平成 20 年度の約 2 千トンから平成 24 年度の約 14 万トンへ増加するなど、国際物流拠点の形成が進んでいる状況。また、国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数もそれぞれ平成 20 年度の 39 社、627 人から平成 24 年度の 50 社、699 人へ増加しており、国際物流拠点産業のリーディング産業化に向けた動きも進んでいる。

しかしながら、沖縄における自立型経済の構築に向けては、高付加価値型 のものづくり産業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の立地等をより一 層促進していくことが重要であり、今後も一層の振興が求められているところ。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)

(過去5年間の実績)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
企業数	39 社	37 社	40 社	47 社	50 社
雇用者数	627 人	634 人	653 人	663 人	699 人

(沖縄県による企業アンケート調査より)

前回要望時(平成 23 年度)の目標: 概ね 10 年間で国際物流拠点産業の総 生産額約 50 億円、雇用数 500 人の創出を目指す。

※平成23年度の政策評価等での指摘を踏まえ、本年度より、達成目標を企業数 及び雇用者数に変更。

上述の通り、国際物流拠点産業集積地域における企業数・雇用者数はともに増加している状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間に所得控除7件、投資税額控除9件の活用があったことから、租税特別措置等による効果は一定程度あったと考えられる。

しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H33)

高付加価値型のものづくり産業等の国際物流拠点産業の集積が進まず、 沖縄における国際物流拠点産業の集積、自立型経済の構築等が停滞すると 考えられる。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H33)
			本制度の前身である自由貿易地域及び特別自由貿易地域(~平成 23 年
			度)を含め、平成20年度から平成24年度までに、指定地域における立地企業
			数(累計)は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、
	- - - -		一定の成果が認められることから、本租税特別措置は是認すべきものと考え
	• • •		られる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企
			業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措
			置は是認すべきものであると考えられる。
9	相当性	① 租税特別	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造
	: : :	措置等に	業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模
		よるべき 妥当性等	等も多様である。これら多種多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当
		女当任寺	該地域への立地や設備投資を促す手段としては、特定の企業を対象とした補
			助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を
			行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。
	: : : :		また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業
	• •		及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定し
	• • •		て、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、
			国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
		② 他の支援	なし
		措置や義	
		務付け等との役割	
		分担	
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		カする相	
10	当性 当性 10 有識者の見解		
10			*
11	11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期 : 平成 23 年度
	仮計逥の美肔吋期		